

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月30日提出

宇治市長 松村淳子

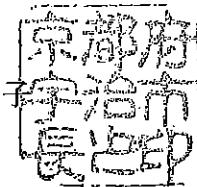
専 決 処 分 書

専決第5号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月13日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損 害 賠 償 の 額 132,000円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]
[REDACTED]



専 決 処 分 書

専決第6号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月23日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、窓ガラス破損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損 害 賠 償 の 額 341,000円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]



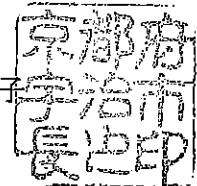
専 決 処 分 書

専決第7号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月31日

宇治市長 松村淳



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 1,000,000円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]



専 決 処 分 書

専決第8号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年6月7日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、自動車破損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損 害 賠 償 の 額 153,000円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]



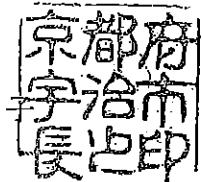
専 決 処 分 書

専決第9号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年6月9日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、家屋雨戸破損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 53,460円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]



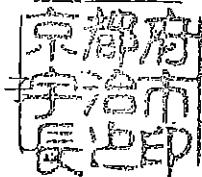
専 決 処 分 書

専決第10号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年6月13日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、保育所保育中の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損 害 賠 償 の 額 67,060円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

法定代理人親権者父

氏名 [REDACTED]

同母

氏名 [REDACTED]